

最速
リリース

『速報! 現行条文比較 債権法改正』の解説版
実務への影響を
“いち早く把握” できます!

弁護士が弁護士のために説く 債権法改正

編著：東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会
A5判・単行本・全1巻・400頁 定価：本体2,800円+税

改正趣旨や実務上の問題点を
弁護士の視点から一読で把握!

改正が将来の業務に与える影響に
備えるための一冊!

弁護士が
弁護士のために説く
債権法改正

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

大好評『速報! 現行条文比較債権法改正』の解説書
“実務への影響”を分かりやすく解説

改正趣旨や実務上の問題点を弁護士の視点から一読で把握!
改正が将来の業務に与える影響に備えるための一冊!

第一法規

速報! 現行条文比較 債権法改正

編集：東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会
A5判・単行本・全1巻・164頁 定価：本体1,800円+税

改正状況をいち早く把握!
現行民法と改正内容が対照されているので、
一目で比較可能!

速報!
現行条文比較
債権法改正

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編

第一法規

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 債権法改正

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

内容見本

わかりやすく【現行条文】【改正提案】

【解説（▶立法趣旨 ▶実務上の留意点）】の順で解説しています。

第7 消滅時効

1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【現行条文】

(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

【商法】

(商事消滅時効)

第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

【改正提案】

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

(注) この改正に伴い、商法第522条を削除するものとする。

■ 解説

▶立法趣旨

(1)は、時効期間を5年間とすることで法律関係の早期安定を図りつつ、その起算点を「権利を行使することができることを知った時」とすることで、債権者の保護を図るものである。(2)は、客観的起算点による消滅時効を維持することで、客観的法的安定を図るものである。

▶実務上の留意点

現行の消滅時効期間を変更する内容である。

契約に基づく本来の履行請求権については、契約当時に履行可能時期を知るのが通常であるから、改正提案によると、契約に基づく履行請求権の消滅時効は、実質的に5年間に短縮されることになる。また、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても、本来の履行請求権と法的に同一性を有すると見ることができるとして、本来の債務の履行を請求し得る時から進行するという判例(最判平成10年4月24日判時1661号66頁〔28030788〕)に基づくこととなる。

「権利を行使することができることを知った時」が具体的にどの時点になるのかという問題については、不法行為責任が認められた事案における民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」の判断を参考に検討することになろう。判例(最判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁〔27000466〕)は、これを「被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時」を意味するものとしており、その他の最高裁判例や下級審判例の判断を参考に、改正提案の前記要件を判断することになるものと考えられる。

33

34

目次(抜粋)

改正民法をいち早く活かすために

はじめに

凡例

- 第1 公序良俗(民法第90条関係)
- 第2 意思能力
- 第3 意思表示
- 第4 代理
- 第5 無効及び取消し
- 第6 条件及び期限
- 第7 消滅時効
- 第8 債権の目的(法定利率を除く。)
- 第9 法定利率
- 第10 履行請求権等

- 第11 債務不履行による損害賠償
- 第12 契約の解除
- 第13 危険負担
- 第14 受領遅滞
- 第15 債権者代位権
- 第16 詐害行為取消権
- 第17 多数当事者
- 第18 保証債務
- 第19 債権譲渡
- 第20 有価証券
- 第21 債務引受
- 第22 契約上の地位の移転
- 第23 弁済
- 第24 相殺
- 第25 更改
- 第26 契約に関する基本原則
- 第27 契約の成立

- 第28 定型約款
- 第29 第三者のためにする契約
- 第30 売買
- 第31 贈与
- 第32 消費貸借
- 第33 賃貸借
- 第34 使用貸借
- 第35 請負
- 第36 委任
- 第37 雇用
- 第38 寄託
- 第39 組合

判例索引

編集後記

執筆者一覧

編者プロフィール